

中学校体育における銃剣道の課題についての一考察 ：銃剣道のもつ文化性からの検討

渡 邊 昌 史
(武庫川女子大学健康・スポーツ科学部)

The challenges of Jukendo in junior high school physical education: Study on its cultural characteristics

Masashi Watanabe

Department of Health and Sports Science, Mukogawa Women's University

Abstract

In the government guidelines for teaching published in March 2017, for the first time Jukendo was clearly mentioned in martial arts category of junior high school health and physical education. As Jukendo was part of military training in the pre-war days, its inclusion in school education has come under criticism.

In the guidelines for teaching, the purpose of martial arts in junior high school health and physical education has been clearly described as the teaching of “the traditional acts of martial arts” and “the traditional way of thinking.” Accordingly, for Jukendo also, the major premise is that the “traditional elements” that can possibly be taught is clearly described. However, for Jukendo, a challenge is that these things have not been clearly described.

This study investigates the cultural characteristics of Jukendo, to elucidate the “traditional elements” in Jukendo.

During the Meiji period, Jukendo was developed by the military. The most important thing at that time, more than anything else, was its effectiveness as a technique for wounding and killing. Jukendo had been introduced and developed under the influence of “a culture that by all means devises violent techniques, and pursues mastery in it” as was prevalent in early modern times martial arts. After the war, violence that was the significance of its existence, was denounced, and Jukendo has come to be considered as a sport. However, with respect to the moral culture, it has wavered between deconstruction and reconstruction of violence.

After the war, Jukendo adopted the martial arts charter that is defined as “way of forming human nature through martial arts practice.” Such martial arts concept can be established only on the basis of the moral culture of the respective arts, and it can be said that there are challenges that need to be overcome in introducing Jukendo in junior high school martial arts program, because Jukendo did not have the background of a training culture founded on moral considerations.

With clear mention of Jukendo in government guidelines for teaching, it is urgently desired that deeper discussions are undertaken on suitable junior high school martial arts teaching materials for 21st century, and in particular the associated moral culture.

1. 問題の所在

新学習指導要領(2017年3月公示)において、中学校の保健体育「武道」領域(以下、「中学校武道」という)に「銃剣道」が初めて明記された。現行では柔道、剣道、相撲を例示しつつ、「地域や学校の実態に応じて、

なぎなたなどのその他の武道も実施させることができる」とし、『同 解説』巻末参考資料において「日本武道協議会加盟団体実施種目」「柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道」と付記している。

これに先立ち、中央教育審議会は2016年12月21日、「学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」にて、「グローバル化する社会の中で、我が国の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方について触れることができるよう、内容等について一層の改善を図る」と答申していた¹。

中教審答申をふまえて、2017年2月14日に公表された学習指導要領の改訂案では、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法などを通して、我が国固有の文化と伝統により一層触れることができるようにする」と現行の要領より武道に力を入れる表現が入り、武道8種類を明記したものの、銃剣道は「授業の実施率が低い」（スポーツ庁政策課学校体育室）として省かれていた²。

学習指導要領の改訂案にはなかった銃剣道が完成版で明記された経緯について、新聞報道では次のように伝えている。「公益社団法人・全日本銃剣道連盟は3月、明記するように要望書をスポーツ庁に提出。文科省によると、改訂案に対するパブリックコメントで『加えるべきだ』という意見が数百件あったという。自民党の佐藤正久参院議員は、自身のブログで『銃剣道を学習指導要領に』と題し、『パブリックコメントに意見を投稿する努力を続けてきた』とつぶった³」。

同氏は2017年3月9日の参議院外交防衛委員会において、学習指導要領の改訂案から「日本武道協議会加盟団体実施種目から銃剣道一つだけが外れた」ことに関する質問をおこなっており⁴、自身のブログでも「銃剣道は指導実績こそ少ないが、『日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、一層の改善を図る』という方向性を見失った学習指導要領(案)は、学習指導要領に値しないと外交防衛委員会の場を借りて厳しく追及した⁵」ことを明らかにしている。

銃剣道が学習指導要領に明記されたことについては、まさに議論百出の様相を呈している。「戦前の軍事教練の流れをくみ、インターネット上で賛否が渦巻いている⁶」、「旧日本軍の戦闘訓練として使われていた『銃剣術』の流れをくむだけに波紋が広がっている⁷」、「銃剣道は、戦時中の軍事訓練で実施された銃剣術の技の流れをくみ、新学習指導要領への明記は『戦前回帰では』との議論もある⁸」など、これを問題視する見解は少なくない。一方で、自衛隊員を中心として競技人口が3万人を超え、国民体育大会の実施競技となっていることをあげ、「元々は旧日本軍の銃剣術だったが、全日本銃剣道連盟の鈴木健副会長は『戦後は戦いの技術の面は払拭し、人間形成を目的とする近代スポーツとして定着している』と話している⁹」など、これを評価する向きもある。

そもそも、中学校武道の目的は学習指導要領に明示されているとおり「武道の伝統的な考え方」「伝統的な行動の仕方」を教えることにある。この命題を別言すれば、「伝統的なもの」を学ぶための教材として武道が位置づけられている。よって、中学校武道では、武道によって教えることが可能な「伝統的なもの」とは何かについて明確になっていることが大前提となる。したがって、そこでは銃剣道が日本武道協議会加盟団体であること、競技人口が一定以上あること、国体実施競技であること、などはこれを武道とみなすための必要条件とはなり得ても、それだけでは中学校武道としての妥当性の十分条件にはならない。銃剣道を競技としておこなうことと、そのどこに「伝統的」なものを見出し、これを教えるかは別問題である。

渡邊(2012)は中学校における武道必修化への提言のなかで、武道の学習を通じた「伝統」とは何かが明確に定義されていない現状に対して、これを指導者の「経験」に委ねるのか、もしくは生徒が「武道をおこなうことにより、自ずから『伝統』を知る」ことになるのか、専門家、研究者、現場教員が一体となって議論を深めていくことが喫緊の課題であること、さらに生徒にとって、武道は「内なる異文化」状態であることを前提にその議論を進めなければならないとする。そして、中学校武道によって教えられる「伝統的なもの」を考えると、注目すべきは武道のもつ文化性(精神文化)であると提起している¹⁰。

これらの問題関心のもと、本稿では中学校武道における銃剣道によって教えられる「伝統的なもの」とは何かを考えるために、銃剣道における文化性(精神文化)に着目したい。なお、ここで検討対象とする銃剣道とは、中学校武道としての銃剣道に限定したものであることをあらかじめ断っておく。

2. 銃剣道における「伝統」の理解

銃剣道のもつ「伝統的なもの」とは何かについて論じるにあたり、初めに銃剣道における「伝統」の理解について確認しておくことは、今後の議論を迷走させないためにも有効であろう。

公益社団法人全日本銃剣道連盟(以下、「連盟」という)公式ウェブサイト(以下、「連盟 Web」という)掲載の「銃剣道の本旨¹¹⁾」全5条において、これを説くのは次の2条である。

第1 銃剣道は、わが国の伝統的な武術である槍術の「突き技」を基調として、明治初期に創成され発展した武道である。

第2 銃剣道は、武士道の美風である、「誠実」「礼節」「勇気」「質実剛健」及び「克己心」等を徳目として錬磨し、社会に有為な人間の育成を目的とするものである。

また、連盟 Web「銃剣道の歴史¹²⁾」によれば、銃剣道は明治初期、フランスから伝来した西洋式銃剣術を取り入れ研究がなされ、後に日本独自の銃剣術として「古来の槍術の心技に源流を置き」、剣道の理論等を合わせて武道としての地位が確立したとしている。

西洋式銃剣術を「洋」、槍術を「和」とするならば、銃剣道はまさに標語の和魂洋才のとおり創られたことになる。和洋折衷のハイブリッドであるのだが、「伝統」としてのアイデンティティは槍術、武士道のそれぞれに希求することで武道としての真正性を確保するとともに、伝統文化であることを担保させている。

しかしながら、銃剣道が「日本固有の伝統と文化」「武道」であることの根拠の一つとする槍術との関係性について、志々田(1999)は、古来の槍術と明治期の銃剣術との歴史的な関係についての実証的な考察はなく、管見の限りに於いてはこれを裏付ける資料を知らないとする¹³⁾。本論考後約20年経つが、試みに国立情報学研究所「CiNii Articles - 日本の論文をさがす」の論文検索にて「銃剣道」を検索するとわずか22件を数えるにとどまり、志々田、渡邊以外はいずれも安全管理、医学科学、もしくは実修者の回顧録であり、本件は等閑視されたままにあるといえよう。

3. 銃剣道の歴史の変遷

3-1. 殺傷のための技法

銃剣道が中学校武道の文脈で議論を呼ぶのは、銃剣道それ自体がはらむバイオレンスに起因するであろう。よって、銃剣道のもつ文化性を検討する上で、銃剣道の成立過程及び戦前・戦時期における銃剣道のあり方を明らかにすることは大きな意味を持つ。

連盟 Web では、1941(昭和16)年の大日本銃剣道振興会設立によって、名称が「銃剣術」から「銃剣道」へと改められた後の動向について、「他の武道と同様、実戦武技としての域を脱することは甚だ困難な状態であった。従って、その普及対策も一応競技会が実施されていたものの、それにも増して戦闘のための訓練に重点が置かれていた」と記述するも、軍隊での存在価値、軍事教練で実施されていたことなど、先述の報道が指摘することについては言及していない¹⁴⁾。

それでは、戦前・戦時期における銃剣道とはどのようなものであったのか。陸軍が1889(明治22)年に制定、5回にわたって改められた『剣術教範』から確認したい。1889年発行の『剣術教範¹⁵⁾』は、フランス陸軍の教範の翻訳版ともいえる内容で、フランス式の剣術であった。

フランス式の剣術が日本の剣術と全くその主旨が異なり、非実戦的であることから、日本古来の剣術や槍術の技法を採用することとし、1894(明治27)年に『剣術教範』が改正された¹⁶⁾。巻頭にて剣術(軍刀術、銃剣術)について「剣術ノ目的トナル所ハ巧ミニ白兵ヲ使用シテ敵ヲ斬突シ、己ヲ衞護シ且ツ身体ヲ強壯ニシ豪銳敢為ノ氣象ヲ養正スルニ在リ」と近接戦闘用であることを明確に規定している¹⁷⁾。銃剣術については、真銃の演習用として木銃を使用し、たんぽ付き木銃と左胸部分を補強した撃剣防具とを使用して、危険な打撃を認めない試合を可能とした。この試合形式が主体となると、槍術の技法が勢力を得て、刺突だけの日本式銃剣術が出来上がっていった¹⁸⁾。

『剣術教範』は1907(明治40)年、1915(大正4)年の改正を経て、1934(昭和9)年に満州事変と上海事変の経験から「剣術教育の振興強調の必要を痛感し「実戦の状態に合致せしめ」といった理由から大幅

に改められた。剣術の目的が「白兵ノ使用ニ習熟セシメ、特ニ剛健ナル気力及胆力ヲ養成シ、以テ白兵戦闘ニ於ケル必勝ノ確信ヲ得シムルニ在リ¹⁹⁾」と、攻撃精神と必勝の信念が強調された。以降戦前・戦時期に発行された銃剣道の刊行物においては、これが根本理念となる。1941(昭和16)年に設立された統括団体である大日本銃剣道振興会が発行した『銃剣道修練の指針』も1934年版『剣術教範』に全面的に依拠している。

扉に文部省推薦を冠した1942(昭和17)年発行、陸軍少佐・塩原庫三『銃剣道』では、「わが国民たるものは、ことごとく銃剣道の修練により心身を練磨して、闊達剛健なる気魄を養い、武道精神をもってあらゆる国民生活の場に生き、時艱に克ち、礼節正義を重んずる気風を涵養して、忠誠なる国民たる錬成を期する」ことを銃剣道の使命としている。そして、「常に実敵に対する観念をもつてやれ。所謂、体育的遊戯的に実施したなら、ただ剣術道場のみの勇者たるに止まり、実戦に臨んでなんらの功もあらわすことができない」と「戦技」としてのあり方を強調している。

同書1943(昭和18)年改版の「序」では、銃剣が「皇軍」と攻撃精神の象徴として位置付けられる。「(近代兵器は近代戦を勝ち抜くためには重要ではあるが)『銃剣』の威力が如何に皇軍戦勝の基礎を造り(略)。銃剣突撃こそは皇軍の精華である。しかして銃剣道の練磨はただこの緊要なる戦技の慣熟に資するのみならず、積極敢為の大和魂、一突必殺の皇軍精神を錬成し、且つ靱強なる体力を養成するの道であって、大戦下ひとりの軍人のみならず、壮青年少年学徒悉くの精勤するところでなければならない²⁰⁾」と国民皆武の必要性を強く説く。

3-2. 戦時体制下の学校における銃剣道

文部省は1931(昭和6)年1月、剣道と柔道を「質実剛健ナル国民精神」の涵養と心身の鍛錬に資する「我が国固有ノ武道」とし、中等学校と師範学校での男子の必修教材に指定し、その実施を義務化した。その後、1939(昭和14)年5月には、剣道と柔道を尋常小学校の5年以上と高等小学校の男子に対する準正課として課し、さらに1943(昭和18)年3月の国民学校発足とともに体錬科武道として必修化した。必修化当初の武道は中学校令施行規則(1931年1月改正)の規定に則し、「戦技」とは一線を画すものであった。だが、日中戦争の勃発以降、武道の軍事的な価値の再評価がおこなわれ、武道の「戦技」化を進める動きが陸・海軍から強まった²¹⁾。

1925年(大正14)年に公布された「陸軍現役将校学校配属令」によって、一定の官立又は公立の学校には、原則として義務的に陸軍現役将校が配属され、教練を実施していた。当初の教練の目的は軍隊教育とは違った教育方針で臨むとされていたが、日中戦争の勃発とあわせて「軍事的基礎訓練」を施すこととなった²²⁾。

陸軍省兵務課編纂、1940(昭和15)年発行の『学校教練教科書 後編(術科之部)』では、「戦技訓練」の筆頭に銃剣術を置く。「一 銃剣術ノ目的ハ銃剣ヲ以テ、确实ニ敵ヲ刺突スルコトニ習熟シ、特ニ剛健ナル気力及胆力ヲ養成シ、以テ白兵戦闘ニ於ケル必勝ノ確信ヲ得ルニ在リ。二 銃剣術ハ精神ノ鍛錬ニ重キヲ置キ、使術ハ総テ己ヲ棄テ、一刺突ヲ以テ直チニ敵ノ死命ヲ制スルヲ要ス²³⁾」。『剣術教範』の根本理念である攻撃精神と必勝の信念が貫徹している。

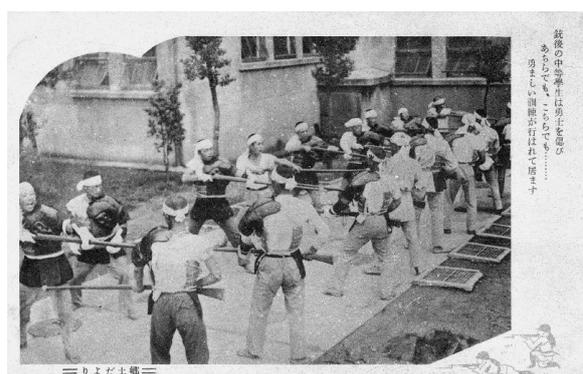


図1 中学校における銃剣道(絵はがき・1931年発行)

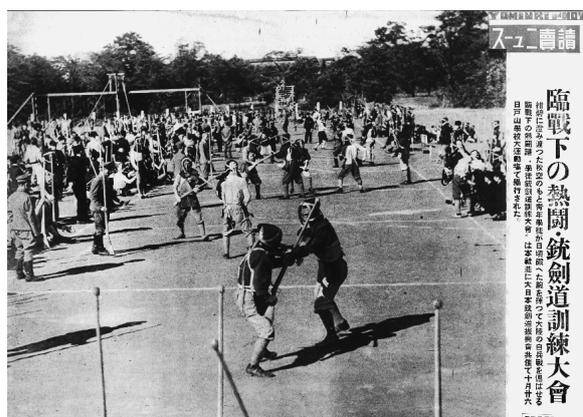


図2 学徒銃剣道大会を伝える写真ニュース(1941年10月)

この理念は、そのまま初等教育にも導入される。1942(昭和17)年9月制定『国民学校体錬科教授要項』では体錬科は体操と武道に分かれ、体操は体操及び遊戯競技、教練、衛生から、武道は剣道、柔道からそれぞれ成る。教練実施細目の銃剣道指導要領では「精神ノ鍛練ニ重キヲ置キ使術ハ総テ己ヲ棄テ一突キヲ以テ直チニ敵ノ死命ヲ制ス」と先の『剣術教範』の理念がそのまま強調されている。

図3は1941(昭和16)年に国民学校で撮影され、「剣道、柔道、撃突」と裏書されている。右奥が撃突とみられ、一連の他の写真では竹槍を持っている。前出の『銃剣道修練の指針』「附図第二 刺突具」には応用材料用いた刺突道具として「竹槍」をあげている。



図3 国民学校における武道の実践(1941年頃)

1944(昭和19)年3月に定められた『中等学校体錬科教授要目』では、体錬科は教練、体操、武道から構成され、武道の教授方針は「没我献身ノ心境ヲ会得セシメ実戦的気魄ヲ錬成」するために、「戦技」として剣道、柔道とともに銃剣道がおこなわれていた。「没我献身」とは、1937(昭和12)年文部省編纂『国体の本義』において、「天皇の御ために身命を捧げること」こそが「国民としての真生命を發揮する所以」と強調された価値観である。

中高等学校・青年学校学徒向けに1941(昭和16)年4月に創刊された『新武道』1943(昭和18)年6月号の表紙には「戦時学徒体育訓練・銃剣道」に励む学徒の姿が描かれている(図4)。「新武道」とは、戦闘に直接有効な武道のことであり、各武道が白兵戦闘手段として、より実践的な技法が求められる²⁴なかで「戦力増強の一点」を目的としたものであった。勝負も敵を斃すか、自らが斃れるか、すなわち完全な勝利か、滅亡の二つしかないと言われた。

従来までの武道の中心であった剣道、柔道は後景に退き、実戦に直接役立つ銃剣道が軍事訓練として重視されるようになった。

4. 戦後の展開～「スポーツ」としてのあり方を志向～

敗戦後、武道は学校などの公的機関において実施が禁止された。そして、禁が解かれるために武道は、スポーツとしての在り方を志向していくこととなる。刀による殺傷技術の有効性が評価を受けていた剣道は、スポーツとしての再生を目指すなかで「撓(しない)競技」がつくられ、そのルールの一部は剣道へと引き継がれた。

銃剣道については『全日本銃剣道連盟四十年史』(以下、『四十年史』という)が次のように説明する。

昭和31(1956)年4月、従来の銃剣道技術のうち戦技的部分を拭い去り、純スポーツの形態に改めてこれをもって広く国民、特に青少年の人間形成に資するためスポーツ銃剣道として新生をみたものである。従って今日の銃剣道は過去のそれに比べて全くスポーツとしての性格をもつものである²⁵。

また、今回の学習指導要領改訂に合わせて全国の中学校に配布された日本武道協議会・連盟による『武道必修化指導書』では、「戦後、武道禁止令により大日本銃剣道振興会は解散。銃剣道は存亡の危機に直面したが、銃剣道の伝統を継承し、武道として後世に伝えよう」として、組織化が始まったと記している²⁶。

これら従えば二つの理解が導かれよう。一つは戦前・戦時期の銃剣道の技術のうち「戦技的部分」をスポーツに置き換えることによって、



図4 『新武道』1943年6月号表紙

「スポーツ」として新生をみたこと。二つ目として戦前・戦時期からの伝統を継承したことで今日では武道として存在していること。

戦前・戦時期の銃剣道を否定しつつも、継承しようとするなかで本質の揺らぎも垣間見える。『四十年史』「銃剣道連盟の歩み」には、1961(昭和36)年4月「修行道としての銃剣道 スポーツ銃剣道を連盟が発表」とある一方で、同月に「戦技銃剣道について自衛隊を技術援助」との記述が並列する²⁷。

「拭い去」ったとされるバイオレンスは内包されたままであるのか、それとも嘉納治五郎が講道館柔道の創始の過程で、柔術から継承した殺傷捕縛の技法を柔道勝負法として限定し、他に柔道体育法、柔道修身法と戦略的に分けて構想した²⁸ ことと同じ解釈であろうか。

それでは、「全くスポーツとしての性格」へと改められた銃剣道が「武道」としての表象をまとうのはいつからであろうか。ターニングポイントとして指摘できるのが『四十年史』年譜、1964(昭和39)年4月、全日本銃剣道選手権の項にみる「高松宮殿下のお言葉」である。「内外の情勢上、わが民族の心身の練磨は必要であり、武道の奨励は大きくこれに貢献するであろう、銃剣道連盟の会員が逐年増加していることを知り、慶びにたえない」として「武道の奨励」と銃剣道を結びつけている。すなわち、「銃剣道は武道である」ということになる。昭和天皇の弟宮が銃剣道を武道と認定したことの意義と影響力ははかり知れない。

相撲の例を引こう。相撲は明治初頭、文明開化にそぐわない「蛮風」として排撃され、存亡の危機に瀕していたが、1884(明治17)年に明治天皇の天覧によって相撲人気回復する。さらに1925(大正14)年に当時の摂政官(後の昭和天皇)から下賜された金一封を元に作製した賜杯の権威もあいまって、相撲を国技とみなす言説が定着するようになった²⁹。

銃剣道においても、皇族から「銃剣道は武道である」ことの“お墨付き”が付与されたということになる。銃剣道が今日的な文脈の中で武道として理解されることの始まりと見てよい。

以降、銃剣道は武道であることを、さかのぼって適用する。連盟の専務理事(当時)・兼坂弘道(2003)³⁰は、次のように記す。「現代の銃剣道は戦技色を払拭し、日本古来の美風である武道精神を基軸において、槍術の極意である『突き技』を継承修行し、心身を鍛錬し、社会に有為な人材形成に役立てることを目的として、1956(昭和31)年に全日本銃剣道連盟を創設し再生をはかったものである」。

5. 銃剣道のもつ文化性について

中学校武道における銃剣道のもつ文化性とは何か。この問題について考えるとき、方法論の上では身体技法と精神文化に分けて考える方が有益であろう。身体技法とは技術や姿勢・構えなど、精神文化とは当該集団がもっている当該行動の価値にそれぞれ関わる概念である。身体技法に関しては連盟 Web によれば、フランス伝来の銃剣術に「日本独自の銃剣術」として宝蔵院槍術などの技を取り入れることによって技法が形成されたとする。志々田の指摘を含め、この検討は紙幅の関係上、別稿に譲る。

図5は寒川(2014)³¹をもとに、近世以降における武道にみる文化モデルについて整理したものである。精神文化は武道のあり方を理解しようとするとき、きわめて重要である。武道は求める文化モデルの違いによって、まったく別のカタチとなって現れるからである。

先に見てきたように銃剣道は、創られた当初よりバイオレンス術として存在し、専門的担い手は軍人に限られていた。だが、帝国日本が総力戦体制へと突き進んで行くなかで、銃剣道は軍人にとどまらず、中学校以上の学校における軍事教練においても実施されるようになり、国民皆兵制度のなかで男子すべてが持つ素養とされた。そこで何よりも求められていたのは、「戦技」としての銃剣道であり、とりもな

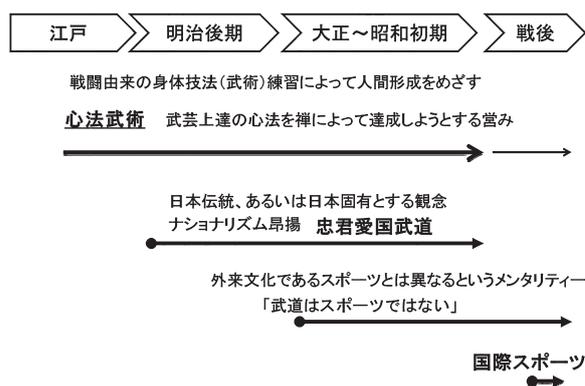


図5 近世以降における武道にみる文化モデル

おさず殺傷のための技としての銃剣道の有効性であった。

戦前・戦時期における銃剣道は戦場における殺傷のための技法として創られたという性格上、バイオレンス術として忠君愛国武道³²の文脈のなかで完結していた。この点において銃剣道は、もともとバイオレンスをはらんでいた武術が、近世以降にバイオレンスと断絶した“武術稽古による精神修養文化”の武道として成立してきた歴史的背景とは、異なる特異性をもつ。

連盟 Web では「現代の武道として、戦前の戦技的内容を完全に払拭して、しかも古来伝統武道の真髄を継承しつつ、全く新しい大目標にむかって競技会を主体とした近代的スポーツとして再出発したものである。従って、その修練の目標や理論、使術等については槍術や剣道と全く同様のもの」として、戦前・戦時期の銃剣道におけるむきだしのバイオレンスを否定している。しかし、それに代わる文化モデルは明確にしていない。

戦前・戦時期における塩原(1942)、戦後の兼坂(2003)それぞれに出現文脈は異なるもののいずれも「武道精神」が最重要概念として登場している。また、新聞報道によれば前出の佐藤議員は「銃剣道はスポーツで実戦向けの銃剣格闘とは違う。剣道やなぎなたも元々は相手を殺傷するためのもので、銃剣道だけ批判されるのはおかしい」とコメントしている³³。発話の前後の文脈にもよるが、仮にこの文言どおりに理解するならば、まさにここに問題の核心が存在する。

現在の銃剣道が戦前・戦時期の「銃剣道技術のうち戦技的部分を拭き去り、純スポーツの形態に改め」たものとするならば、技法の変化もさることながら、これを担保する文化モデルの変化についても丁寧な説明が必要なことは指摘するまでもないだろう。「執る武具が異なるだけでその本質効果は全く刀を以てする剣道と変わらない³⁴」とする論もあるが、少なくとも銃剣道が中学校武道として存在するには、銃剣道での有効な攻撃「突き」における理念、すなわち「銃剣」の再解釈・再定義は避けて通ることのできない問題である。

銃剣道連盟を含めた武道主要9団体によって構成された日本武道協議会による「武道憲章」(昭和62年4月23日制定)では、「武道は、日本古来の尚武の精神に由来し、長い歴史と社会の変遷を経て、術から道に発展した伝統文化である。かつて武道は、心技一如の教えに則り、礼を修め、技を磨き、身体を鍛え、心胆を錬る修業道・鍛錬法として洗練され発展してきた」と定義する。

そこにも記されているように、武道は古代・中世において殺傷捕縛のための術として誕生したものが、近世以降において禅や儒教の論法を導入することによって、技法の稽古を通して心を練るための精神修養文化へと創りかえられたものといえる(図6)。例えば、剣道は戦闘に勝利するための技法の問題が、魂の修行による心の問題へと昇華されていく過程で、剣道は本来の戦いの技術から、その行為自体に新たな意味が付与されることとなった。

換言するならば、今日において「伝統」とみなされる武道とは、過去において、当時の価値観においておこなわれていたものが、現代において、過去とのつながりが再認識されると共に新たに継承すべき文化として見出されたものといえる。

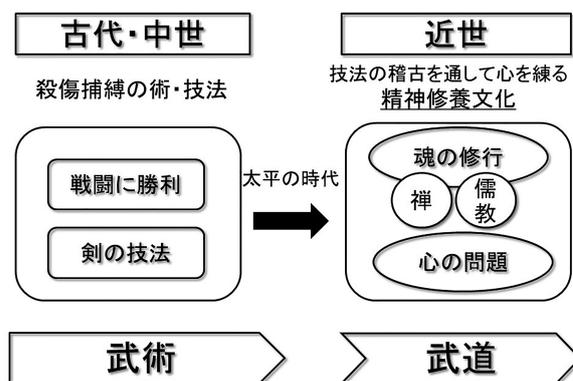


図6 武術から武道への文化変化の概念図

6. 「中学校武道」における銃剣道の課題

銃剣道は明治期以降、軍隊においてヨーロッパ式銃剣術に槍術の技術を取り込んで創造された。戦前・戦時期において、銃剣道が重要視されたのは、何よりも殺傷のための技法としての有効性であった。銃剣道は、近世以前の武術がそうであったように「バイオレンスをひたすら技術化し、その熟達を願い、究めようとする文化」として、忠君愛国武道のなかで展開してきた。戦後、銃剣道の存在意義そのものであったバイオレンスは他者から否定されることとなり、身体技法における「戦技部分」を払拭すること

で、「スポーツ」としてのあり方を志向したが、精神文化についてはバイオレンスからの脱構築、再構築に向けたなかで本質は揺らいだ。

武道は近世においてバイオレンスを技術化し、その価値を無常の喜びとする修練文化として現れた。明治以降、嘉納による講道館柔道の成功モデルを受けて競技化も進んだ。そして、忠君愛国武道を経て、戦後はスポーツ化の道を歩んだ。

これに比し、近代において創られた銃剣道は、いわば他の武道がたどった道を遅れて、バイオレンス術からスポーツ競技へと一足飛びで仲間入りをするようになった。そして、戦後には「武道を武術の稽古による人間形成の道」と定義する武道憲章としてのあり方を採用した。だが、こうした武道概念は武道それぞれの精神文化の基盤があってこそ成り立つものであり、修練文化としての思想的背景を持たなかった銃剣道は中学校武道としては克服すべき課題が存在するといえよう。

銃剣道を学習指導要領に明記した以上、21世紀における中学校武道の教材としての銃剣道のあり方、なかでも精神文化についての議論を深めて行くことが喫緊に望まれる。

銃剣道は、中学校武道として相応しい「伝統」の概念をどのように創造、定義していくのかが問われている。

* 図1～4はいずれも著者蔵。

- ¹ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中教審第197号)文部科学省ウェブサイト、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm、2018年9月1日閲覧
- ² 毎日新聞(2017年4月9日、西部朝刊 p.31)
- ³ 朝日新聞(2017年4月1日、東京朝刊 p.34)
- ⁴ 第193回国会参議院外交防衛委員会会議第4号、国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/193/0059/19303090059004.pdf>、2018年9月1日閲覧
- ⁵ 「銃剣道を学習指導要領に」佐藤正久オフィシャルブログ、2017-03-15 19:08:26、<https://ameblo.jp/satomasahisa/entry-12256671830.html>、2018年9月1日閲覧
- ⁶ 毎日新聞(2017年4月9日、西部朝刊 p.31)
- ⁷ 朝日新聞(2017年4月1日、東京朝刊 p.34)
- ⁸ 東京新聞(2017年6月14日、朝刊)
- ⁹ 読売新聞(2017年3月31日、東京朝刊 p.35)
- ¹⁰ 渡邊昌史「剣道で教える「伝統的な行動の仕方」「伝統的な考え方」を求めて」『体育科教育』2012年1月、pp.44-47
- ¹¹ 「銃剣道の本旨」連盟 Web、<http://www.jukendo.info/wp-content/uploads/3699c5ad8dd747328c0ae25dc87c6349.pdf>、2018年9月1日閲覧
- ¹² 「銃剣道とは」連盟 Web、<http://www.jukendo.info/jukendo-tankendo/jukendo>、2018年9月1日閲覧
- ¹³ 志々田文明、「[満州国]建国大学に於ける銃剣道教育」『武道学研究』32(1)、pp.13-25 (1999)
- ¹⁴ 「銃剣道の歴史」連盟 Web、<http://www.jukendo.info/jukendo-tankendo/jukendo>、2018年9月1日閲覧
- ¹⁵ 発行者小林又七(1989)
- ¹⁶ 久保武郎・田島東海男「剣術教範にみる軍刀術教育について」『武道学研究』20-2、p.101 (1987)
- ¹⁷ 陸軍省編『剣術教範』川流堂、p.1 (1894)
- ¹⁸ 木下秀明「軍隊体育史の概観」『スポーツ史研究』第18号、p.52 (2005)
- ¹⁹ 陸軍省編『剣術教範』東京武揚堂、p.1 (1934)
- ²⁰ 陸軍少佐塩原庫三『銃剣道』アルプス文化叢書(1943)
- ²¹ 坂上康博「武道界の戦時体制－武道綜合団体「大日本武徳会」の成立」『幻の東京オリンピックとその時代』pp.247-250 (2009)
- ²² 吉葉愛「学校教練における教育方針の変遷—1930年代以降における教授要目改正を中心に—」『昭和のくらし研究』15、pp. 55-70、(2017)
- ²³ 陸軍省兵務課編纂『学校教練教科書 後編(術科之部)』p.287 (1940)

²⁴ 陸軍は板の間の剣道、畳の上の柔道を厳しく批判し、より実戦に役立つ武道に改めることを要求していた。

²⁵ 社団法人全日本銃剣道連盟『全日本銃剣道連盟四十年史』pp.51-52 (1997)

²⁶ 日本武道協議会・公財全日本銃剣道連盟『日本武道協議会設立 40 周年記念 中学校武道必修化指導書 銃剣道』p.7 (2017)

²⁷ 同上、p.229

²⁸ 1889 (明治 22) 年の講演「柔道一斑并其ノ教育上ノ價值」の中で、嘉納は当時の欧米の中心的教育思想であった三育主義教育に則って柔道体育法と柔道修身法を構想し、そのほかに従来の殺傷捕縛術をそのまま柔道勝負法として継承する戦略をとった。寒川恒夫「二十一世紀の武道」『武道と宗教』天理大学体育学部編(2006)

²⁹ 渡邊昌史「国民文化としての「国技」相撲の誕生」『アジアスポーツ人類学会第 1 回大会記念論集』pp.69-84 (2014)

³⁰ 兼坂弘道「銃剣道の理念と技術の特性」『国士舘大学武徳紀要』19、pp.1-9 (2003)

³¹ 寒川恒夫『日本武道と東洋思想』平凡社(2014)

³² 帝国日本というナショナリズム創造の文脈の中で武道を体育・スポーツと対比させ、武道の側に日本古来・大和魂・国体・国民精神・尊い伝統・深遠の諸価値を当て、武道を明治に伝来した欧米文化の体育・スポーツとは異なる日本古来、固有の文化であるとする見方。

³³ 毎日新聞(2017年4月9日、西部朝刊 p.31)

³⁴ 社団法人全日本銃剣道連盟、前掲書、p.5

受稿日 2018 年 9 月 21 日 受理日 2018 年 11 月 26 日